

## ⑤水産業

### ■具体的な施策等

- 東北マリンサイエンス拠点の構築
- 漁船の復旧・復興
- 水産加工・流通業の復興
- 種苗生産体制の再構築
- 漁業権に関する特区制度
- 造船業の復興

東北マリンサイエンス拠点の構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	⑤水産業	作成年月
目	(ii) 科学的知見も活かした漁場環境の把握、適切な資源管理等により漁場・資源の回復を図る。	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学技術・学術審議会海洋開発分科会海洋生物委員会において、東日本大震災を踏まえた東北海洋生態系研究について検討し、平成23年9月に取りまとめた「海洋生物資源に関する研究の在り方について」に、海洋生態系の再生に向けて今後大学等が実施すべき事項を盛り込んだ。</li> <li>○ 平成23年度3次補正予算において、大学や研究機関等による復興支援のためのネットワークとして「東北マリンサイエンス拠点」を形成し、東北沖の海洋生態系調査研究と新たな産業の創成につながる技術開発を開始(20億円)。新たな産業の創成につながる技術開発については、フィジビリティスタディを実施した。また、東北の海洋生態系の調査を行うための船舶の建造を開始(110億円)。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 23 年度に引き続き海洋生態系の調査研究を実施。</li> <li>○ 平成 23 年度に実施したフィジビリティスタディの結果をふまえ、技術シーズを有する研究機関と産業化を行う企業や地元等との連携を進めるとともに、有望な技術シーズを絞り込む。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋生態系の再生には 10 年程度、新たな技術の開発には 5 年程度かかることから、継続して上記の取り組みを実施する予定。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海洋生態系変動メカニズムの解明と大学等の技術シーズをもとにした革新的な技術開発を通じて、東北沖の漁場の回復と産業の復興を図る。</li> </ul>		
平成24年度予算における予算措置状況		
東北マリンサイエンス拠点形成事業の経費として 15 億円を措置。		

漁船の復旧・復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(i)、(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災漁業者のために漁業協同組合等が行う漁船・漁具等の建造等を支援。</li> <li>○ 漁船・漁具等の復旧を促進するため、被災地での事業説明会を実施。</li> <li>○ 補助事業の交付決定前であっても4月1日以降に建造等着手したものは補助対象とすることとし柔軟に対応。</li> <li>○ 漁船等の復旧について、23 年度に事業申請のあった8道県に対し 30,734 百万円(9, 132 隻)を交付決定。</li> <li>○ 漁船等の復旧に併せて、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組として、震災前以上の収益性の確保を目指した生産体制の構築に資する事業を行う漁協等を支援。平成 23 年度に 14 件の計画を認定。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地では共同利用漁船等の建造・導入が順次進んでおり、被災県への補助金交付を着実に実施。</li> <li>○ 漁船・漁具等の追加の事業申請に対し速やかに交付決定。</li> <li>○ 24 年度末までに1万2千隻の9割を復旧予定。</li> <li>○ 漁船等の復旧に併せて、漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組として、震災前以上の収益性の確保を目指した生産体制の構築に資する事業を行う漁協等を支援。</li> <li>○ 引き続き、各地域に漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組を支援し、新たな計画認定を推進。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、沿岸漁業の漁船・漁具等について建造等を支援。</li> <li>○ 引き続き、各地域に漁船・船団の近代化・合理化等による漁業の体質強化を目指す取組を支援。</li> </ul>		

期待される効果・達成すべき目標

- 25 年度までに、再開を希望する全ての漁業者は漁業協同組合等が導入した漁船を利用して漁業を再開することが可能。
- 被災漁船は約2万9千隻余りであり、漁船保険等による自力復旧も含めて 25 年度末までに少なくとも1万2千隻の漁船を復旧させることを目途。
- 併せて、震災後の環境に対応した収益性の高い操業体制への転換が図られ、終了段階で償却前利益が黒字となった計画が 27 年度までに 24 件以上実施されることを目標。

平成 24 年度予算における予算措置状況

- ・共同利用漁船等復旧支援対策事業 3,880 百万円【復興特会】
- ・漁業・養殖業復興支援事業(がんばる漁業復興支援事業) 10,606 百万円の内数【復興特会】

水産加工・流通業の復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(i)、(iii)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地の漁業が最盛期を迎える秋までに間に合う応急的復旧のため、製氷施設や冷凍冷蔵施設等共同利用施設の修繕等を支援。</li> <li>○ 水産業共同利用施設復旧支援事業及び水産業共同利用施設復旧整備等で水産業共同利用施設の復旧を促進するため、被災地での事業説明会を実施。</li> <li>○ 補助事業の交付決定前でも23年4月1日以降に着手したものについては、補助対象とすることとして柔軟に対応。</li> <li>○ 23年度は、岩手、宮城、福島で被災した水産加工施設(831施設)のうち約5割(417施設)が業務再開。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 製氷施設や冷凍冷蔵施設等共同利用施設の修繕等を引き続き支援。</li> <li>○ 関係省庁や地方公共団体と連携し、再開希望者からの個別具体的な要望・相談に適切に対応。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 6次産業化の取組みも視野に入れ、引き続き水産加工・流通施設の復旧・復興支援を推進。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災した加工・流通施設は、水産業共同利用施設復旧支援事業及び水産業共同利用施設復旧整備等により業務を再開でき、被災地域からの水産物の安定供給が可能となる。</li> <li>○ 27年度までに被災した加工・流通施設(約3,000施設)のうち再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目途とする。</li> </ul>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業共同利用施設復旧支援事業 3,340百万円【復興特会】</li> <li>・水産業共同利用施設復旧整備事業 10,009百万円【復興特会】</li> <li>・加工原料等の安定確保支援事業 98百万円【復興特会】</li> <li>(・復興交付金「水産業共同利用施設復興整備事業【復興特会】)</li> </ul>		

種苗生産体制の再構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(ii)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ さけ・ます放流用種苗生産については、被災前の生産水準の約6割に回復。</li> <li>○ さけ・ます以外の種苗生産については、被災前の生産水準の約5割に回復。</li> <li>○ 被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入により放流種苗を確保するための支援を実施。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 27年度末までに被災前の生産水準への回復を図るため、24年度については引き続き、種苗放流の支援として、さけ・ます、ひらめ、あわび、うに類等の種苗生産施設の復旧や統合、再編等の整備に対する支援をするとともに、種苗生産施設の復旧等までの間、他県からの放流用種苗の調達等を支援。</li> </ul>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、漁場・資源の回復を図るための種苗放流への支援として、種苗生産施設の整備に対する支援やその間の放流用種苗の調達等を支援。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ さけ・ます、ひらめ、あわび、うに類等の栽培漁業対象種の放流用種苗生産について、平成27年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。</li> </ul>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産業共同利用施設復旧整備事業 10,009 百万円【復興特会】</li> <li>・被災海域における種苗放流支援事業 2,054 百万円【復興特会】</li> </ul>		

漁業権に関する特区制度		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(3)	
項	⑤	作成年月
目	(v)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年 12 月 26 日施行。以下「特区法」という。)において、漁業権に関する特区制度を創設。</p> <p>&lt;漁業権に関する特区制度の概要&gt;</p> <p>地元の漁業者のみでは養殖業の再建が困難と認められるときに、県が特定区画漁業権の免許事業を復興推進計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、</p> <p>① すぐに事業を開始できる具体的な計画を有している</p> <p>② 地元漁民の生業の維持、地元雇用の創出</p> <p>③ 他の漁業との協調その他水面の総合利用に支障を及ぼすおそれがない等の基準を満たす地元漁民を7割以上含む法人又は地元漁民を7人以上含む法人について、漁業法第 18 条の規定(優先順位の規定)の適用を除外し、第 1 順位として特定区画漁業権に係る免許をすることができるものとする。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
○ 本制度について、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 本制度について、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う。		
期待される効果・達成すべき目標み		
○ 地元漁業者主体による迅速な養殖業の再開に向けた取組を支援。		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

造船業の復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑤ 水産業	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府系金融機関による金融支援制度や中小企業等復旧・復興支援補助制度の活用に係る支援等、産業横串の支援制度を積極的に活用した。</li> <li>・平成 23 年度 3 次補正予算の枠組みで「地域造船産業集積高度化事業」を実施した。具体的には、①臨海産業としての防災指針の策定、②集約・協業化等を通じた造船高度化プランの策定、③高度な小型漁船建造技能を有する人材育成のための講習会を実施した。</li> </ul>		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等復旧・復興支援補助制度の活用(24年度分)等、円滑な実施に向けて、関係機関との調整等、きめ細やかな支援を実施していく。</li> </ul>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・引きつづき、造船業の着実な復興を目指す。</li> </ul>		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東北地方の水産業を支える、地域造船産業としての着実な復興。</li> </ul>		
平成24年度予算における予算措置状況		